

川崎市男女平等推進審議会公募委員選考委員会設置要領

（目的及び設置）

第1条 この要領は、男女平等かわさき条例（平成13年川崎市条例第14号）第17条第4項の規定に基づく川崎市男女平等推進審議会の公募による市民委員の選考を行うために設置する川崎市男女平等推進審議会公募委員選考委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 委員会は、応募のあった市民のうちから市民委員を選考する。

（組織）

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- （1）市民文化局長
- （2）市民文化局パラムーブメント推進担当部長
- （3）市民文化局市民生活部長
- （4）市民文化局人権・男女共同参画室長
- （5）こども未来局児童家庭支援・虐待対策室長

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、委員長は市民文化局長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

（会議）

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のとき

は、委員長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市民文化局人権・男女共同参画室において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成18年5月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年1月1日から施行する。